

名寄市男女共同参画推進条例

「名寄市男女共同参画推進条例」を
制定しました！

平成28年4月1日から施行されます！

男女共同参画社会とは・・・

性別にとらわれず、お互いの人権を尊重し、あらゆる分野で
能力と個性を十分に発揮し、自分らしく生きる社会のことです。

なぜ推進条例が必要なのでしょうか？

名寄市では平成20年3月に策定した名寄市男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画社会の実現をめざして様々な施策を推進してきていますが、依然として性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度・慣行が一部では残っています。

また、少子高齢化の進展など社会情勢が変化する中で、男女が性別にかかわらず主体的に行動することが一層求められています。名寄市では、このような状況を踏まえ、男女共同参画に関して、さらなる市民意識の高揚と推進を図るため、昨年12月に名寄市男女共同参画推進条例を制定しました。

この条例では、男女共同参画に関する基本理念や市と市民、事業者、教育に携わる方、それぞれの皆さまの責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を定めており、行政と市民等が協力して、それぞれが役割を果たし、積極的な取り組みを推進することにより、男女共同参画社会の実現をめざしていきます。

